

令和2年10月16日

各都道府県産婦人科医会会長 殿

公益社団法人日本産婦人科医会
会 長 木下 勝之

令和2年台風第14号の災害による被災者に係る諸通知について

平素から本会の運営にご協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて今般、標記内容について、本会宛に厚生労働省子ども家庭局母子保健課より周知依頼がありました（資料1～4）。

今回の諸通知について、下記に概要をまとめました。所属会員の先生方にご案内頂きまして、地域での周産期医療および母子保健事業にご活用頂きますよう、よろしくお願いいたします。

- ・妊婦健康診査等の各種母子保健サービスを、避難先の自治体でも受けられるよう配慮をお願いします。
- ・厚生労働省では、「災害時妊産婦情報共有マニュアル」及び「妊産婦を守る情報共有マニュアル（一般・避難所運営者向け）」、「被災した妊産婦及び乳幼児等に対する支援のポイントについて」をホームページに掲載しています。

【通知等一覧】

- （資料1）（本会および自治体宛）令和2年台風第14号による災害による被災者に係る妊婦健康診査等の各種母子保健サービスの取扱いについて
（令和2年10月12日厚生労働省子ども家庭局母子保健課事務連絡）
- （資料2）（本会および自治体宛）災害時の母子保健対策に関するマニュアル等について（情報提供）
（令和2年10月12日厚生労働省子ども家庭局母子保健課事務連絡）
- （資料3）（本会および自治体宛）令和2年台風第14号による災害による被災者に係る児童福祉法による助産の実施について
（令和2年10月12日厚生労働省子ども家庭局母子保健課事務連絡）
- （資料4）（本会および自治体宛）令和2年台風第14号による災害により被災した妊産婦及び乳幼児等に対する支援のポイントについて
（令和2年10月12日厚生労働省子ども家庭局母子保健課事務連絡）